

岩手高教組情報

No. 5

 2018年
9月3日(月)

 岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
 TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
 岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

●2018年度 人事院勧告 ●2018年度 県人勧闘争 開始! ●これでいいのか定年延長! ●退職手当の計算方法 ●2019年度県立学校の編制について ●母と女性教職員の会全国集会 ●両性の自立と平等をめざす教育研究会 ●第59回全国寄宿舎教職員研究集会 ●岩手高教組 原水禁ナガサキ平和の旅 ●臨時・非常勤教職員を支える体制作りを ●クイズシリーズ高教組70年 ●喜怒哀楽

2018年度 人事院勧告

8月10日、人事院は、内閣と国会に対して今年度の国家公務員の給与改定に係る勧告を行いました。(第一報は8/10付高教組FAX速報)

給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引き上げ

- ①民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ。
 - ・民間給与との較差は 655円
 - ・初任給を1,500円引き上げ。若年層に1,000円、その他は400円の改定。
- ②ボーナスを 0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。
 - ・民間の支給割合は 4.46月(公務は4.40月→4.45月)
- ③「宿日直手当の改定」「住宅手当の必要な検討」



7.26中央集会

月例給、一時金ともに5年連続のプラス勧告ですが、課題もあります。

<課題1：月例給の傾斜配分>

- ・岩手県の現給保障が3月で終了見込みであることから、高齢層の給与改善が必要です。国の人勧では、高齢層が400円の改定にとどまりました。

<課題2：一時金の較差>

- ・国の人勧どおり決まると、国家公務員の一時金支給月数は4.45月となり、岩手の4.35月との較差が0.1月になります。県人勧に向けては0.1月の改定実現が課題です。

<課題3：住居手当改定>

- ・民間との較差は3,000円以上が発生しています。しかし、勧告内容は「必要な検討」であり、具体的な改善に向けた勧告とはなっていません。

<課題4：長時間労働是正>

- ・国の働き方改革関連法に準じて超過勤務の上限を「1月45時間、1年360時間」としましたが、教育職については、この枠外の扱いとなっています。

2018年度 県人勧闘争 開始!

国の人勧を受けて、岩手県地方公務員共闘会議(地公共闘)は、8月21日、県人事委員会に対して18項目からなる要請書を菊池人事委員会事務局長に手交し、今年度の賃金闘争を開始しました。これまで、十数年にわたる給与制度の改悪や超過勤務の問題など、賃金・労働条件をめぐる課題は山積しています。10月上旬の県人事委員会勧告において、プラス回答を引き出すため、高教組は地公共闘と一体となり、とりくみを強化していきます。

「大型ハガキ」のとりくみ(9/18本部必着)

現在、県人事委員長宛の大型ハガキ(署名)のとりくみ期間中です。
 私たちの声を直接人事委員会へ届ける一つの手段です。全組合員のとりくみをお願いします。